

利用者負担額(保育料)について

利用者負担額(保育料)は、所得に応じた負担を基本として、国が定める水準を上限に市で設定しています。
 所得が高いほど、利用者負担額(保育料)は高額になります。
 詳しくは、安中市利用者負担額徴収基準額表(P17)で確認してください。

利用する主な施設	支給認定区分	内容
幼稚園・認定こども園	1号認定 (教育標準時間認定)	令和元年10月より保育料は無償化となりました。 なお、給食費(副食費)が別途請求されます。保護者の所得により免除制度があります。(詳しくは P55~56参照) ※左記の「2号認定」とは、年少クラス以上の児童を指し、年度途中で満3歳になる保育認定の児童に係る保育料は「3号認定」の内容となります。
保育園・認定こども園	2号認定 (保育認定)	
保育園・認定こども園 地域型保育事業	3号認定 (保育認定)	児童の保護者の所得に応じた負担を基本として、 市町村民税所得割額 により算定します。 ※「短時間認定」「標準時間認定」の区分により利用者負担額(保育料)が異なります。

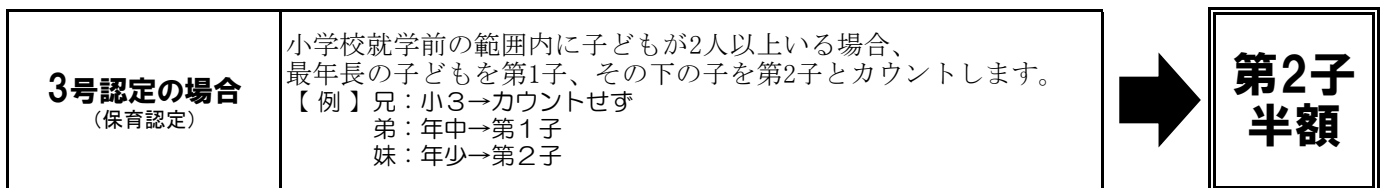
○利用者負担額(保育料)の減額・免除について(3号認定の場合)

(1)第3子目以降の利用者負担額(保育料)について

子どもを3人以上扶養している場合、申請に基づき第3子目以降の就学前児童について、利用者負担額(保育料)が無料となります。
申請に基づき無料となります。申請がない場合は、該当になりません。
 ※「子ども」とは：子ども・子育て支援法第6条の子ども(18歳未満)とします。

(2)多子世帯およびひとり親家庭等(「母子・父子世帯」「在宅障害児(者)のいる世帯」)の利用者負担額(保育料)について

教育・保育給付認定区分により第2子目のカウント方法が異なります。



ただし、「年収約360万円未満相当世帯」については、下記のとおりカウントします。

「年収約360万円未満相当世帯」 の場合	保育料を支払う保護者と生計を一にする入園児のきょうだいがいる場合、きょうだいの年齢にかかわらず人数に応じてカウントします。 【例1】兄：小6→第1子 【例2】姉：高2→第1子 弟：年中→第2子 妹：年中→第2子
---------------------------------	---

「年収約360万円未満相当世帯」とは、以下の世帯となります。

3号認定の場合は、保護者等算定者の市町村民税所得割額の合計が、57,700円未満の世帯
 ※ひとり親家庭等(「母子・父子世帯」「在宅障害児(者)のいる世帯」)に
 ついては、77,101円未満

3号認定	ひとり親世帯等 (「母子・父子世帯」「在宅障害児(者)のいる世帯」)	市町村民税 所得割額	ひとり親世帯等以外
	無料	市町村民税非課税	無料
	第1子 標準時間：2,300円 短時間：2,200円 第2子目以降 無料	48,600円未満	第2子 半額 第3子目以降 無料
		48,600円以上 57,700円未満	
		57,700円以上 77,101円未満	
第2子半額・第3子目以降無料	77,101円以上		

(3)寡婦(夫)控除のみなし適用終了について

令和2年度の税制改正により、「寡婦(夫)控除」が見直され、婚姻歴のないひとり親の方も「ひとり親控除」の対象となりました。対象要件をご確認いただき、必要に応じて確定申告もしくは住民税申告により「ひとり親控除」の適用を受けてください。保育料等の算定のみになし適用することはできません。

「ひとり親控除」の対象要件は本庁税務課にお問い合わせください。